

D-5 歯みがき業

D-5 歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、歯みがき業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「歯みがき」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第2項に規定する医薬部外品及び同条第3項に規定する化粧品のうち、口腔内の清掃、保健、美化、口臭除去などを目的として使用されるものであって、粉、潤製、練、液状及び固型の歯みがきをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、歯みがきを製造して、又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「景品類」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に規定する景品類をいう。</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>(3) 見本又は試供品として提供するものにあつては、歯みがきの特徴、品質などを試用によって知らせ、購買を促すために提供するもので、適当な限度のもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、同項の歯みがきを製造して、又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であつて、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っていることを認められるものをいう。</p> <p>2 顧客を誘引するための手段として、自己の供給する歯みがきの取引に付随して相手方に提供する経済上の利益は、そのための対価を請求する形態でなされた場合であつても、それが明らかに単なる仮装のためのささいな対価であると認められるときは、規約第2条第3号に規定する景品類に該当する。</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第2条 規約第3条第3号に規定する「適当な限度のもの」とは、90グラム以内(ただし、液状のもの(濃縮液を除く。))は250ミリリットル以内)の歯みがき1個をいう。ただし、見本又は試供品を製造するために製造設備の新增設等新たな経済的負担を伴わなければならない場合には、この容量を超えるものであつても当該商品の最小取引単位のもので提供することができる。</p> <p>2 見本又は試供品を提供する場合には、当該容器又は包装の見やすい場所に、「見本」又は「試供品」である旨を明確に表示しなければならない。</p>

(販売業者に対する景品類の提供の制限)

第4条 事業者は、販売業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(公正取引協議会の事業)

第5条 公正取引協議会(歯みがき類の表示に関する公正競争規約第9条に規定する「歯磨公正取引協議会」をいう。以下同じ。)が、この規約の施行のため行う事業は、次のとおりである。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第6条 公正取引協議会は、第3条及び第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

- 2 構成事業者(この規約に参加する事業者をいう。以下同じ。)は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分にすることができる。

(違反に対する措置)

第7条 公正取引協議会は、第3条及び第4条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を執行すべき旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは前項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第8条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)をとろうとする場合には、とるべき措置の案(以

下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて、学識経験者の意見をきき、さらに審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、すみやかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則)

第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。